

# 5 3 県内における重大事故の発生状況について

## 1 重大事故とは？

平成28年11月2日付け消防危第203号「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について」において、「危険物等に係る重大事故」が定義されていたところです。この重大事故には、死者が発生した事故等絶対に起こしてはならない事故が該当します。

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2811/pdf/281102\\_ki203.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2811/pdf/281102_ki203.pdf)

(消防庁HP)

より適切に事故事例を評価・分類できるよう令和2年12月7日付け消防危第287号で流出事故に係る深刻度評価指標が改正されました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/af898a47127944e7ce544cc7ae80acaa006e5dde.pdf> (消防庁HP)

## 2 県内における発生状況

県内では、過去5年間（平成24年～平成29年）に4件の重大事故が発生しています。

事故種別	深刻度評価指標	概要	施設許可区分	事故の原因にかかる危険物等	原因
流出 (H26.4.8覚知)	流出範囲指標 (河川への流出有り)	○腐食により割れた配管から危険物が漏洩していたもの。また、防油堤にも亀裂箇所があったため、貯留機能が動かず、土壌及び河川へと漏洩した危険物が流出した。 <b>問題点</b> ①日常点検を行なっていなかったことから発見が遅れ、汚染範囲を拡大させた。	屋内タンク貯蔵所	第4類 第2石油類 (灯油)	腐食疲労等劣化 (物的原因)
火災 (H26.9.2)	人的被害指標 (死者1、負傷者1)	○金属の脱脂を行うため、ドラム缶に入ったアルコールを、電動ポンプにより直接金属にかけていたところ、静電気により引火し出火したものの。なお危険物の取扱いについて無許可で行われていた。 <b>問題点</b> ①無許可での危険物の貯蔵・取扱いが行われていた。 ②静電気対策が十分でなかった。	無許可施設	第4類 アルコール類 (イソプロピルアルコール)	誤操作 (人的原因)
流出 (H27.8.17)	流出範囲指標 (河川への流出有り)	○移動タンク貯蔵所から少量危険物貯蔵所(屋外タンク)2基に注入する際に重油が流出した。通常、2基のタンクは連結管により重油が行き来できるようになっているが、事故発生時には、連結管が閉まっていたため、片方のタンクに注入が偏った際にオーバーフローし流出した。 <b>問題点</b> ①注入時の確認が不十分であった。 ②作業に立会っていなかったため、発見が遅れ被害が拡大した。	移動タンク貯蔵所	第4類 第3石油類 (重油)	誤操作 (人的原因)
流出 (H29.7.10)	流出範囲指標 (河川への流出有り)	○一般取扱所から屋外タンク貯蔵所にトルエンを送油作業中、通常2人で行う作業を1人で行った。そのため、タンク液量の確認が十分に出来ず、過剰に送油しタンク上部のブリザー弁からトルエンが40Lオーバーフローし、防油堤外に漏洩した。消防機関等への通報がされない等、対応が十分でなかったため、敷地外の公共下水管を通じ一部が河川へ流出した。 <b>問題点</b> ①通常2人で行う作業を1人で行っていた。 ②漏洩後の対応が十分でなく被害が河川まで拡大した。	屋外タンク貯蔵所	第4類 第1石油類 (トルエン)	監視不十分 (人的原因)

### **3 重大事故の発生を防ぐために**

重大事故が発生しないように、危険物の適切な取扱い方法の再確認と万が一事故が起きた際の対応手順の確認をお願いいたします。